

令和元年度名古屋市教育委員会第47号議案

名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則案について

1 廃止の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務のうち、スポーツに関する事務を市長が管理し、及び執行することに伴い、次に掲げる規則を廃止します。

- (1) 名古屋市スポーツ推進審議会運営規則
- (2) 名古屋市スポーツ推進委員規則
- (3) 名古屋市総合体育館条例施行規則
- (4) 名古屋市体育館条例施行規則
- (5) 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行規則
- (6) 名古屋市瑞穂運動場条例施行規則
- (7) 名古屋市港サッカー場条例施行規則
- (8) 名古屋市志段味スポーツランド条例施行規則
- (9) 名古屋市プール条例施行規則
- (10) 名古屋市名城庭球場条例施行規則

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

(案)

名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和2年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市スポーツ推進審議会運営規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 名古屋市スポーツ推進審議会運営規則（昭和57年名古屋市教育委員会規則第1号）
- (2) 名古屋市スポーツ推進委員規則（昭和37年名古屋市教育委員会規則第5号）
- (3) 名古屋市総合体育館条例施行規則（昭和62年名古屋市教育委員会規則第4号）
- (4) 名古屋市体育館条例施行規則（昭和39年名古屋市教育委員会規則第7号）
- (5) 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行規則（昭和58年名古屋市教育委員会規則第15号）
- (6) 名古屋市瑞穂運動場条例施行規則（昭和59年名古屋市教育委員会規則第9号）
- (7) 名古屋市港サッカー場条例施行規則（平成5年名古屋市教育委員会規則

第10号)

(8) 名古屋市志段味スポーツランド条例施行規則（昭和60年名古屋市教育委員会規則第13号）

(9) 名古屋市プール条例施行規則（昭和42年名古屋市教育委員会規則第19号）

(10) 名古屋市名城庭球場条例施行規則（昭和41年名古屋市教育委員会規則第3号）

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。